

前文

手話は言語であるという認識に基づき、手話の理解と普及をもって全ての人が互いに尊重し合い、共生する地域社会の実現を目的とした条例の必要性を強調

第2条（定義）

- ・市民
- ・ろう者
- ・手話通訳士等
- ・事業者

第1条（目的）

【手段】

- ・手話は言語であるとの認識に基づき、基本理念を定める
- ・市の責務並びに市民等及び事業者の役割の明確化
- ・手話に関する施策の基本的事項を定める



【直接目的】

手話に関する総合的かつ計画的な施策の推進



【高次目的】

ろう者とろう者以外の者との共生する地域社会の実現

第3条（基本理念）

基本理念・責務・役割

- 手話の普及は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない
- ・手話はろう者が自ら生活するために必要な言語であり、豊かな人間性を養い、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であることへの理解
 - ・ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重しながら共生し、手話により意思疎通を行う権利を尊重すること

第4条（市の責務）

- ・ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話の普及その他の手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
- ・ろう者及び手話通訳士等の協力を得て、基本理念に対する市民の理解を深める

第5条（市民等の役割）

- ・市民及び地域活動団体の役割…基本理念にのっとり、手話を使用しやすい地域社会の実現に努める
- ・ろう者の役割…基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及に努める
- ・手話通訳士等の役割…手話に関する技術の向上、基本理念に対する市民の理解の促進、手話の普及に努める

第6条（事業者の役割）

- ・基本理念にのっとり、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備に努める

第7条（施策の推進方針）

- ・市の責務規定により、(1)～(6)の施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を定める
- (1)手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策
- (2)手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3)コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4)手話通訳士等の確保及び養成のための施策
- (5)災害時における支援に関する施策
- (6)そのほか、条例の目的を達成するために必要な施策
- ・障害者のための施策に関する市の基本的な計画との調和
- ・施策の推進方針について、ろう者、手話通訳士等の意見を聴くための協議の場の設置

補則

第8条（財政上の措置）

必要な財政措置の努力

第9条（委任）

細目的・手続的事項の委任

附則 施行期日 令和●年●月●日